



## 2. 建築物、工作物等

建築物や工作物等の基本的な用語は、下表のように定義する。

(表) 基本的な用語の定義

用語	定義		
建築物	建築基準法の定義に準ずる。	— 建造物	— 施設
工作物	外部空間に設置する人工物全般。ただし、舗装は除く。		
舗装	通りや広場などの表面の仕上げ。		
樹木	高中低木。	— 緑	
その他の植生	地被植物や草花など植物全般。		

### (参考) 建築基準法における「建築物」の定義

土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設(鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。)をいい、建築設備を含むものとする。

## フレームワーク

### 1. フレームワーク

キャンパスイメージの骨格となる軸線と外部空間。

### 2. 主軸、副軸、補助軸

キャンパスイメージの骨格となる軸線であり、キャンパスイメージの形成に大きく寄与している意識的なベクトル（軸線）を、重要度に応じて主軸、副軸、補助軸に分けて指定する。

### 3. 主外部空間、副外部空間

キャンパスイメージの骨格となる外部空間であり、キャンパスイメージの形成に大きく寄与している外部空間を、重要度に応じて主外部空間、副外部空間に分けて指定する。

### 4. 景観軸

キャンパスイメージの骨格となる軸線のうち、キャンパスイメージにとって特に重要な軸線的景観の構成軸。

## 歴史的空間と保存建造物

### 1. 歴史的空間

キャンパスの歴史的な構造を維持する上で主要な役割を果たす外部空間。重要度に応じて歴史的空間 1 種、2 種に分けて指定する。

### 2. 保存建造物

キャンパス空間にとって重要な文化財的価値を発揮している建造物（建築物や工作物）。または、それ自体が文化財的に重要な価値を持つ建造物。重要度に応じて保存建造物 1 種、2 種に分けて指定する。

### 3. シンボル工作物

広場やプロムナード、門付近などの外部空間の構造にとって重要な役割を果たしている工作物。彫像など。

## 緑・自然環境

### 1. 広場

緑や舗装、建造物等の質が高く、人が快適に滞留・休息・散策・鑑賞・交流等ができる場所。もしくはそのポテンシャルを持つ場所。

### 2. プロムナード

緑や舗装、建造物等の質が高く、人が快適に移動・散策ができる通り。もしくはそのポテンシャルを持つ場所。

### 3. 緑地

まとまった高中低木の植生によって、人が快適に休息、散策、鑑賞等ができ、また生態系の維持に寄与をしている場所。もしくはそのポテンシャルを持つ場所。

### 4. シンボル樹木

広場やプロムナード、門付近などの外部空間の構造にとって重要な役割を果たしている樹木。

## キャンパス周縁部

### 1. キャンパス周縁部

キャンパスの敷地境界から内側に概ね 20mの範囲。

## 高度・利用密度による地区区分

### 1. 高度

建築物の高さ。算定方法は、地盤面からの高さによる。ただし、原則として、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の八分の一以内の場合においては、その部分の高さは、十二メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。また、棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しない。

(参考) 文京区、柏市では、高度地区の指定が無いため、上記基準に適う塔屋類は建築物の高さに算入しない。

一方、目黒区では、高度地区(基準:17m、緩和基準:34m)が指定されており、塔屋類は全て建築物の高さに算入される。そのため、駒場の中層地区では、塔屋類も建築物の高さに含めた上で、高さの限度を34mとする。

### 2. 利用密度

各地区区分の容積率。算定方法は、各地区区分(低層地区、中層地区、高層地区、第1種特殊地区、第2種特殊地区)における建築物の延べ床面積の合計を各地区区分の敷地面積の合計で除した値を、百分率で表すこととする。

(参考)ある地区区分における延べ床面積の合計 = S ,ある地区区分の敷地面積の合計 = A のとき、  
容積率 =  $S / A$  (×100%)

## 運用指針

### 1. エリアコード

本要綱の運用に関する手続きや体制を規定するキャンパスの区分。重要度に応じて から に分けて指定する。

## その他

### 1. その他

この他、ここで定義していない「地盤面」「水平投影面積」等の用語の定義は、建築基準法に準ずる。